平成２９年（フ）第２２７８号
大阪市北区南扇町１番３号ミルフェスト北堀川５階
債務者　株式会社ティ・スタイル
代表者代表取締役　道政　典子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２７９号
大阪市北区南扇町１番３号ミルフェスト北堀川３階
債務者　株式会社ミッションステージ
代表者代表取締役　道政　典子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５９号
北海道小樽市有幌町１番10号
債務者　有限会社小樽小川商店
代表者代表取締役　千葉　敏一
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　琢磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月24日午後２時
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１２８６号
大阪市中央区糸屋町１丁目２番11―3502号
債務者　大山　貴義
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　康祐
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第７６２号
福岡市東区八田２丁目８番12号
債務者　松浦久美子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　香織
4　破産債権の届出期間　平成29年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８９５号
福岡市城南区別府４丁目14番13―302号
債務者　松田　一雄
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　理絵
4　破産債権の届出期間　平成29年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９１５号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸１丁目151番地、前住所福岡県春日市天神山３丁目60番地
債務者　金子　眞治
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　佳宣
4　破産債権の届出期間　平成29年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月６日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２４号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字下竹407番地、旧住所徳島県吉野川市鴨島町山路654番地14
債務者　松下　賢二
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　智子
4　破産債権の届出期間　平成29年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月４日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５８号
奈良県天理市石上町598番地の１、住民票上の住所奈良県天理市櫟本町357番地
債務者　菅野夫佐子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　佳苗
4　破産債権の届出期間　平成29年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５８号
茨城県北相馬郡利根町大字布川2511番地29
債務者　小澤美有季
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉真理子
4　破産債権の届出期間　平成29年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月22日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙4967―２、住民票上の住所宮崎県日南市戸高２丁目10番地３
債務者　力衛　尉
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川谷慎一郎
4　破産債権の届出期間　平成29年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第９０号
青森市大字石江字平山２番地451　立石アパート２号
債務者　三上　栄子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井戸川亮一
4　破産債権の届出期間　平成29年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月21日午後３時
6　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
青森市桜川７丁目６番３号
債務者　小笠原耕平
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　鉄也
4　破産債権の届出期間　平成29年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
奈良市神殿町162番地の18　印南マンション403号
債務者　辻村　臣也
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋岡　英司
4　破産債権の届出期間　平成29年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月26日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１２６号
奈良市押熊町1313番地の２　ガーデンハイツ登美ヶ丘105号
債務者　藤井　毅郎
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小城　達
4　破産債権の届出期間　平成29年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
奈良地方裁判所